

# 令和7年度一般財団法人愛知県消防設備安全協会事業計画書

## I 講習事業

### 1 消防設備士試験予備講習会の開催

消防設備士試験の受験対策の一環として、受験者を対象に開催する。

年1回（9月）1日講習 延べ4日

<4区分> 「1類」「4類」「6類」「電気又は機械の基礎知識」

受講予定者数 120名（正会員55名、その他65名）

### 2 技術講習会の開催

消防用設備等の工事、整備及び保守に携わる者の資質の向上等を目的として、法令・技術等についての講習を開催する。

年1回（開催時期未定）1日講習

受講予定者数 160名（会員80名、その他80名）

### 3 消防設備士講習（義務講習）の受託

消防法第17条の10に基づく工事整備対象設備等の工事、整備に関する講習業務を愛知県から受託し実施する。

また、受講者の的確な把握と事務能率の向上を図るため、受講結果を電算処理する。

年1回（11～1月）

・11月 1日講習 延べ8日

<4区分> 「特殊消防用設備等」「消火設備」「警報設備」  
「避難設備・消火器」

・1月 1日講習 延べ3日

<3区分> 「消火設備」「警報設備」「避難設備・消火器」

受講予定者数 3,900名

### 4 消防設備点検資格者講習及び同再講習の受託

消防法第17条の3の3に基づく消防設備等の点検に関する講習業務を一般財団法人日本消防設備安全センターから受託し実施する。

#### (1) 消防設備点検資格者講習（資格取得講習）

年2回（6月、12月）3日間講習 延べ12日

<2区分> 「第1種」「第2種」

受講予定者数 420名

- (2) 消防設備点検資格者再講習（義務講習）  
年2回（7、10月） 1日講習 延べ5日  
＜3区分＞ 「特種」「第1種」「第2種」  
受講予定者数 1,040名

#### **5 蓄電池設備整備資格者講習（資格取得講習）の受託**

蓄電池設備の点検、補修等を行う資格の取得に関する講習業務を、一般社団法人電池工業会から受託し実施する。

年1回（8月）2日間講習 延べ2日  
受講予定者数 100名

#### **6 防火・防災管理新規講習（資格取得講習）の受託**

甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習の内容を併せて行う講習業務を一般財団法人日本防火・防災協会から受託し実施する。

年6回（6～7、10、12～2月） 2日間講習 延べ12日  
受講予定者数 800名

## **II 普及啓発事業**

### **1 各種啓発資材の作成配布および広報**

消防用設備等に対する知識の普及、同設備等の適正な設置と保守点検の推進、点検制度の周知等を図るため各種パンフレット、啓発物品等の作成配布、及びインターネット等を活用した広報を行う。

- (1) 防火対象物の関係者向けパンフレット等
- (2) 一般住民向けパンフレット、啓発物品等
- (3) インターネット等への広告表示

### **2 会報の発行**

消防法等関係法令の制定・改正、各種の講習計画、会員・協会の動き等について情報を提供するための機関紙として「愛消設会報（ひとみ）」を編集・発行し、会員、関係団体、関係行政機関に配布する。

発行回数 年4回（4月・7月・10月・1月）  
発行部数 各660部

### **3 参考図書の斡旋、販売**

消防用設備等の業務に携わる者の知識技能の向上と当該業務の円滑な実施に必要な参考図書を斡旋、販売する。

### **4 防火基準点検済証等の頒布**

防火対象物が定期点検などによって、消防法関係法令に適合している旨を明示するものとして、防火対象物の関係者に対して、防火基準

点検済証、防火優良認定証等を頒布する。

## **5 会員事業所向け研修の開催**

会員事業所の従業員を対象とし、自社で行う職場・社員研修を代替する研修として実施する。

年1回（開催時期未定）

受講予定者数 60名（正会員・表示会員）

## **6 優良事業所等の表彰**

消防用設備等の維持管理、普及に努め、防火防災に著しい功労があった正会員である事業所及び個人を表彰する。

(1) 一般財団法人愛知県消防設備安全協会理事長表彰（1月）

(2) 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰（10月）

## **7 表彰式・新年互礼会の開催**

優良事業所等の本協会理事長表彰と会員、関係団体、関係行政機関相互の賀詞交換を行うための新年互礼会を併せて開催する。

（1月）

## **8 各種行事等への協力**

防火、防災意識の高揚を図るため、愛知県等が主催する「防火作品展」等の諸行事に協力する。

# **Ⅲ 点検済表示事業**

## **1 消防用設備等点検済表示制度の普及推進**

消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検を表示会員が実施するに当たり、点検実施者の責任の明確化を図るとともに、その点検が適正に行われたことを明示するため、設備等に貼付する点検済証（ラベル）を交付する。

これにより、消防用設備等の点検制度に対する防火対象物関係者等の認識を高め、設備等の維持管理の徹底に寄与する。

## **2 各種保険の加入促進**

一般財団法人日本消防設備安全センターが保険契約者である損害賠償保険及び福利厚生支援事業への加入を促進する。

(1) 消防設備業総合保険（賠償責任保険、労災保険、業務災害保険）

(2) 消防防災福利厚生支援事業（傷害保険、積立年金、医療保険等）

## IV 管理事業

### 1 会員名簿の作成配布

会員名簿を編集・発行し、会員、関係団体、関係行政機関に配布する。

発行部数 650部

### 2 調査研修会の開催

本協会や消防関係者の業務に資するため、役員・評議員・消防関係者の参加を得て、消防用設備に関連する施設等についての調査・研修を行う。

### 3 他都道府県消防設備協会等との連絡調整等

協会運営や講習会開催等に関する情報・意見交換のために、関係会議等に参加する。

#### (1) 一般財団法人日本消防設備安全センター主催の会議等

- ア 都道府県消防設備協会 会長会議
- イ 都道府県消防設備協会 事務局長会議
- ウ 都道府県消防設備協会 連絡協議会代表者会議
- エ 都道府県消防設備協会 連絡協議会代表事務局長会議
- オ 都道府県消防設備協会 事務職員研修会
- カ 都道府県消防設備協会 点検推進指導員研修会

#### (2) 東海北陸消防設備協会連絡協議会主催の会議等

- ア 通常総会
- イ 事務局長会議
- ウ 職員研修会

### 4 会議の開催

評議員会、理事会等を開催する。

- (1) 評議員会 1回
- (2) 理事会 3回
- (3) 講習関係（協会講師）連絡会議 1回
- (4) 消防用設備等点検済表示管理委員会 1回